



電通事件を契機に労働時間管理が厳しくなっています。まだ勤怠を「出勤簿」で管理していますか？これは「ガイドライン」から逸脱しています。

労働基準法の趣旨は、「使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。」（労働時間の適正な把握のために使用者が講ずるべき措置に関する基準—以下「ガイドライン」といいます。）などを求めており、出勤簿はこの基準を満たしていないと言わざるを得ません。

そこで
提案です！

勤務間インターバル制度を導入し、「タイムレコーダー」システムを導入！その費用の補填に国の助成金を活用してはどうでしょうか？



その助成金
とは？

時間外労働等改善助成金 勤務間インターバル導入コース 費用の75%（上限50万円）まで助成

何をすれば良いの？

政府の「働き方改革」に基づき、終業から始業までの時間＝休養を含む生活時間を十分確保するために、従業員の労働時間の把握や終業から始業までの、勤務間のインターバルを確保する措置を実施することです。

そのために、就業規則の改訂が必要です。研修会も承ります。

給与計算もしてくれる？

当事務所に給与計算を委託するのが一番です。（尚、給与計算業務を受託する場合は、別途見積書を作成します。）

ただ、既存の給与計算ソフトでの作業を継続したい事業所は、「タイムレコーダー」システムの勤怠データと給与計算ソフトの連携について、個別に検討します。

どんな助成金？

従業員の終業から始業までの時間を、休養を含む生活時間として十分確保することを事業主が制度として確立することに対して支給されます。仕事と生活のバランスを保ち、安定した職場環境で働くことができるよう支援するものです。

- 対象は、中小企業の事業主。
- 制度を制定した就業規則の改訂（届出含む）、研修費用、労務管理用機器等の費用の75%（上限50万円）まで助成。

※ 助成金の詳細は、お問合せ下さい。

- 申し込みは下記の表にてFAXにてお願いします。電話でのお問い合わせもOKです。

試算として

- 勤務間インターバル制度のコンサル業務
- 就業規則の改訂（作成・届出含む）
- タイムレコーダーシステムの導入（135,000円税別）

合計金額 約400,000円

助成金額 40万円×0.75=300,000円

事業主の負担額 100,000円

※この試算はおおよその目安を示すもので、個別の事業所での金額を示すものではありませんのでご了承ください。

貴事業所名	メールアドレス	@
所在地		
申込責任者名	電話番号	

申込・問合せ：社会保険労務士法人ウイズ

FAX:076-277-4415

〒924-0805 石川県白山市若宮3-26

TEL:076-277-4408 HP: <http://srwith.jp>